

10月1日から

病後児保育室の定員が増えます

市では、保護者の子育て支援と、児童の健全育成のために、病気の回復期にある児童の保育を行う病後児保育事業を、医療機関に委託して実施しています。

病後児保育室とは
熱やかぜで保育園・学校等へ通えない子どもをお預かりします。また、保育園等に通っていない子ども、保護者の都合により看護できない病後児もお預かりします。

10月1日から、1日の受け入れ人数が2人から4人になります。

利用を希望する方は、事前登録が必要です。利用を希望する病後児保育室に直接ご連絡ください。

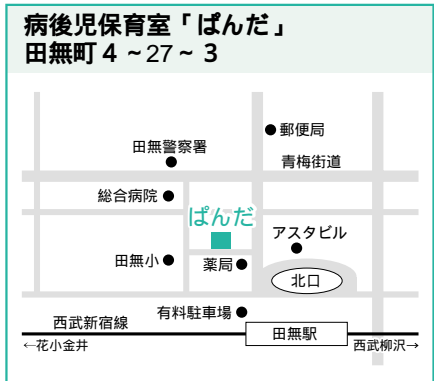
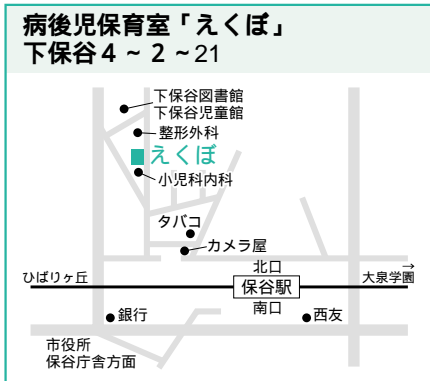
実施内容 表のとおり
登録・問合せ 各病後児保育室へ直接
病後児保育室「えくぼ」：(☎070・6111・8745)
病後児保育室「ばんだ」：(☎65・0988)

病後児保育室「えくぼ」：(☎65・0988)
利用を希望する病後児保育室ごとに、事前登録が必要です。

子ども家庭支援センター(☎51・0600)

※病後児保育室利用案内※

	病後児保育室「えくぼ」	病後児保育室「ばんだ」
利用できる方	次のいずれかの方	市内在住の方(住民登録している方)
対象児童	生後満6か月から小学校4年生まで	市内
住所電話	下保谷4-2-21 ☎070-6111-8745	田無町4-27-3 ☎65-0988
利用時間	月～金曜日 午前8時30分～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後0時30分	
定員	4人(1日あたり)	申込順
対象疾患	熱、かぜ、ぜんそく、麻疹、おたふく、水痘など。	熱、かぜ、ぜんそくなど。感染性疾患は利用できません。
利用料金	1日(4時間を超えるとき) 3,000円 半日(4時間以内) 1,500円	
食事・ミルク	食事・ミルクは家から持参してください。おやつは提供します。	
保育室スタッフ	担当 看護師1人、保育士1人	
登録申込書の配布場所	各病後児保育室	子育て支援課(田無庁舎1階、保谷庁舎1階) 市内の各児童館・児童センター 市内の保育園 西東京市ホームページ



(仮称)合併記念公園は、平成17年5月の開園に向けて整備を進めています



小川・池...色々な生物が生息できるように水辺環境を整備します

新市建設計画の重点施策に位置付けられている(仮称)合併記念公園「西東京いこいの森公園」の整備を、緑町三丁目の東京大学原子核研究所跡地で進めています。公園名は、公募し市民アンケートの結果を踏まえて「西東京いこいの森公園」と決定されています。

この公園は、計画段階より市民参加のもと(仮称)合併記念公園整備懇談会を設置し、公園計画を進め、公園の基本方針のなかで、市民が公園づくりや管理に積極的に参加し、市と市民が協働し公園づくりを進めることになっています。

公園内には、原っぱ広場・ボール広場・スケート広場・雑木林・自然観察池・休憩所や学習室があるパークセンター等が整備されます。原っぱ

◎西東京いこいの森公園を育てる会設立総会
「西東京いこいの森公園」を「自然・人・生き物のふれあいの場」の場にするための、市民の皆さんによる公園ボランティア団体の設立の準備を進めています。

利用ルールの検討、イベントの開催、維持管理のボランティア活動などに参加していただける方の参加を期待します。

とき 10月8日(金)午後7時から
ところ イングビル
問合せ 育てる会準備会・近辻(☎61・0534)

広場は草地で自由に遊べる広場です。ボール広場ではスリッポンスリッパやフットサル、またスケート広場ではスケートボードやインラインスケート、BMXができるようになります。

雑木林は市民参加により武蔵野の雑木林を育てることを目指しています。また、自然観察池は、ピオトープとして生き物のすみ場所を創ります。

公園の整備状況は、10月以降にお知らせをします。
公園緑地課(☎内線2432)

原っぱ...草地の原っぱとし、バーベキューのできるコーナーを設けます

動物愛護ふれあいフェスティバル

東京都では、環境省や動物愛護団体等とともに「動物愛護ふれあいフェスティバル」を実施します。ぜひご来場ください。

とき・ところ・内容
9月25日(土)午前11時～午後4時
上野恩賜公園内・しつけ方教室、動物教室等の野外行事
26日(日)午前10時～午後4時
時・東京都美術館内・動物愛護講演会、こどもフォーラム
問合せ 東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課動物管理係(☎03・5320・4412)

動物に関する相談窓口

相談内容	相談窓口
犬の登録、鑑札交付、登録事項の変更 犬の死亡 狂犬病予防注射済票の交付	環境保全課(保谷庁舎1階)
犬による事故 動物に関する苦情 迷い込んだ犬の引き取り 負傷動物の収容 どうしても飼えなくなった犬・猫の引き取り 犬・猫を譲ってほしい	東京都動物愛護相談センター多摩支所(☎042-581-7435)
飼い犬がいなくなった	東京都動物愛護相談センター多摩支所、最寄の警察
動物相談(獣医によるペットの飼い方等の相談)	田無・保谷両庁舎 毎月第3水曜日午後1時30分～2時30分

犬にはしつけを

犬を飼う場合には、きちんとしつけをし、

動物の正しい飼い方
飼い主が正しい飼い方を知らないと、動物の健康を害するだけでなく、人に迷惑や危害を及ぼす原因にもなります。

動物を飼う以上は、習性や生理をよく理解し、責任を持って飼う必要があります。

市では、毎月第3水曜日に田無・保谷両庁舎で動物相談を開催しています。ご活用ください。

猫の飼育は室内で

現在の交通事情や住宅事情を考えると、都会で猫を飼う場合には、屋内で飼育することが望ましいといえます。子猫のうちから家の中で飼育すればストレスを溜めることなく飼育することができます。

上下運動ができる空間、専用トイレ、爪とぎ等を室内に用意することや、不妊・去勢手術をすることが室内飼育を成功させるコツです。

環境保全課(☎内線212)

動物の正しい飼い方

動物愛護週間は、命のある動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めるために、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて設けられたものです。この機会に、私たちが飼っている動物、身近にいる動物たちについて、もう一度考えてみてください。

ましよう。しつけは、芸ではなく「飼い主の制止に従う」「むだ吠えをしない」「人や他の動物を攻撃しない」等、人間社会に受け入れられるようにする大切なことです。「おすわり」「まて」などを根気よく教え、きたらほめてあげましよう。

また、散歩させる際、必ずフンの始末をして、周囲の人に迷惑がからないように気を配ってください。

9月20日から26日は 動物愛護週間です